

議 事 内 容

専務理事	<p>ご案内しておりました時間となりましたので、第48回常設審議委員会を始めさせていただきます。</p> <p>さて、本日は、審議委員の総数19名に対し14名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第48回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>最近は何でも寝ても覚めてもコロナで大変ですが、ご出席いただきありがとうございます。今年度最後の常設審議委員会となりました。1年間ご協力いただきありがとうございました。</p> <p>コロナウイルスの一刻も早い終息を願うとともに、皆さまも充分気をつけていただきたいと思います。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第5条・19件のほか、「集落営農について」と「農業委員会に関する不祥事について」を議題としています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専理事務	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件について、資料1により報告。)</p>
専理事務	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>

議	長	<p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。</p>
議	長	<p>まず、〇〇農業委員会からお願いします。</p>
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることか</p>

ら、許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の診療所建設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものは許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-10、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であることから第3種農地と判断され、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-11、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-12、〇〇〇〇申請の佐賀牛産地確立拠点施設用地への転用について、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-13、〇〇〇〇申請の風力発電設備用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、公益性が高いと認められる事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気）の促進に関する法律に従って行われる再生可能エネルギー発電設備の整備）、公共性の高い事業の用に供する場合等は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-14、〇〇〇〇申請の牛舎、子牛牛舎、堆肥舎等への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議長	<p>次に、〇〇農業委員会からお願いします。</p>
〇〇農業委員会	<p>整理番号5-15、〇〇〇〇申請の自動車販売・展示及び修理工場用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域であり、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-16、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード及び駐車場用地の一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-17、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード及び駐車場用地の一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-18、〇〇〇〇申請の駐車場、資材置場及び工事用道路等用地の一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p> <p>整理番号5-19、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード用地等の一時転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、中山間地域等に存在</p>

する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 第5条関係19件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

の物流施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の物流施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の診療所建設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	農道通行規制許可申請済とありますが、農道は真ん中ですか。
〇〇農業委員会	はい、そうです。
〇 〇 委 員	許可申請は土地改良区ですか。
〇〇農業委員会	はい、土地改良区です。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 宅地が15区画あって建設費が6,600万円ですね。そしたら1軒あたり400万円代ぐらいになりますけど、同じ様な企画物の住宅になるんですかね。

〇〇農業委員会 業者さんに質問しましたが、1棟あたり500万円かからない金額の見積を頂いています。どんな建物が建つのかは詳しいことはお聞きしておりませんが、この金額で採算が合うとのことでした。

〇〇委員 企画物みたいなものですよ。じゃないとこの金額で出来っこないですもんね。分かりました。

議長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の佐賀牛産地確立拠点施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

坂井議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の風力発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 記載の面積は全体の面積なのか一部の面積なのか、どちらですか。
- 〇〇農業委員会 農地の部分だけの面積です。場合によっては農地だけで済むところもありますし、山林や雑種地を含んだ計画地もあります。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 6号と7号風車はどうなってるんですか。
- 〇〇農業委員会 全部で8棟建ちますが、その内農地がかかるものだけ出しておりますので、6～7号は農地はかかっておらず山林です。
- 〇〇委員 はい。
- 〇〇委員 これらの位置関係は離れているんですかね。
- 〇〇農業委員会 1～8号まで2km圏内にあります。変電所だけ4kmぐらい離れています。
- 〇〇委員 賃借料は発生しますか。発生するなら賃借契約の期間後の土地の取り扱いも教えてください。
- 〇〇農業委員会 賃借料は年間1,000㎡あたり10万円で、契約は20年間となっております。その後は基本解約し、所有者に戻すということです。15年後に契約の延長も選択できるようになっています。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 事業費は全ての金額ですか、それとも6～7号地とかは含まない金額ですか。
- 〇〇農業委員会 全ての総額です。全て含みます。
- 〇〇委員 太陽光の場合は採算シュミレーションとかがあるんですが、そ

- のような計画はあるんですか。
- 〇〇農業委員会 今回は再生可能エネルギー法を活用するものですので、エネルギー担当課の方に申請されておりまして、その資料の中にはシュミレーションとかは確認できませんでした。
- 〇 〇 委 員 本当に採算がとれるのかと疑問に思ったもので。
- 〇 〇 委 員 ちなみに申請者は〇〇〇〇の100%子会社です。
- 〇 〇 委 員 ありがとうございます。
- 議 長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の牛舎、子牛牛舎、堆肥舎用地等への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇 〇 委 員 掃除したときなどの汚水の排水はどのようになっていますか。
- 〇〇農業委員会 糞尿はおがくずを敷いて処理をしますが、そのような汚水については確認しておりません。恐らく雨水と同じように、ご自身が所有地に流す計画だと思えますけど、確認出来ておりません。
- 〇 〇 委 員 生の堆肥なんかを入れる時に、どうしても汚水が流れるんですよ。今後の地元の事を思うと溜枡を設置するべきかと思えます。
- 〇〇農業委員会 近隣の耕作者には承諾は頂いておりますが、改めて今のようなご助言があったということを伝えさせていただきたいと思えます。

議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の自動車販売・展示及び修理工場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇株式会社申請の工事用道路、資材ヤード及び駐車場用地の一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	延長申請ということですが、内容は前回申請分と一緒ですか。
〇〇農業委員会	利用方法や面積は変わっていません。
〇 〇 委 員	資金計画については総額は変わりませんが、賃借料だけ上積みされています。
〇 〇 委 員	今後延長されて、田植え期間と被る場合の補償とかはどうなっていますか。

- 〇〇委員 そのような場合は補償をするという内々の承諾があっているようです。収益の補償、所得補償をしますとのこと。場所によっては原状回復しているところもあります。
- 〇〇委員 分かりました。
- 議長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地の一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場、資材置場及び工事用道路用地等の一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

		では、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議長		全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長		次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード用地等の一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議長		全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
坂井議長		以上、本日意見を求められた第5条関係19件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事		農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長		続きまして、次の項目に移ります。 「集落営農について」、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局		(資料2により説明。)
議長		皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見交換)
議長		続いて「農業委員会に関する不祥事について」、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局	(資料3により説明。)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)
議 長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料4～6により説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、4月15日13時30分からとなっております ので、御予定をお願いします。お疲れ様でした。

15時44分